

動薬協会発 192 号
令和 6 年 3 月 29 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行
について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、以下及び別添のとおり消費・安全局長通知（5 消
安第 7729 号）がありましたので、お知らせします。

別添のとおり厚労省の組織再編の関係で、動物用医薬品の関連部署が消費者
庁に移管されることになっていることから、通知が発出されています。

通知内容としては、この移管に伴って、多々ある通知の厚労省組織に関する内
容が変更となるため、もともと厚労省の組織として記載されていた部分を、消費
者庁の組織とみなして読んでくださいという主旨のものです。

（例：薬事・食品衛生審議会 → 食品衛生科学審議会（消費者庁）と薬事審議
会（厚労省））